

## 西 沼 目 自 治 会 細 則

西沼目自治会規約の細目について次のように定める。

### 1、自治会費納入について

(1) 会費は、年3回に分けて各組長が徴収する。第一期分は3月～6月、第二期分は7月～10月、第三期分は、11月～翌年2月とする。

(2) 会費は、各期間に属する組長会議を開催する日に自治会会計に納入する。

(3) 会費は、各月1日に住所を有する世帯から1ヶ月250円徴収する。

但しアパート居住者は年間2,400円とし、所有者又は管理会社が12月に納入する。  
なを、徴収した会費は原則として返還しない。

(4) 組長会議の後に転入された人の会費は、次の組長会議に合わせて徴収する。

### 2、弔慰金について

会員が死亡したときの弔慰金は、5,000円とする。

付 則

この細則は、平成13年3月1日から適用する。

付 則

この細則は、平成21年3月1日から適用する。

1-(3)項